

「ふげん」原子炉施設保安規定変更認可申請について

【概要】

- 今般、以下の理由により、保安規定の変更認可を申請
 - ・専ら廃止措置に必要な主要装置として計画していたセメント混練固化装置の詳細設計が完了し、廃止措置計画の変更認可申請を行うことから、主要な仕様を性能維持施設の表に反映
 - ・廃止措置計画において導入することとしている原子炉補機冷却系の代替冷却装置の詳細設計が完了し、廃止措置計画の変更認可申請を行うことから、対象となる機器を性能維持施設の表に追記
 - ・既存の空気圧縮機の経年劣化に伴い、ユニット型空気圧縮機を代替として導入する廃止措置計画の変更認可申請を行うことから、性能維持施設の表に追記
 - ・環境監視に係る線量当量率等の測定に用いる放射線測定器において、既存の測定装置の生産が終了したことから、これに代わる測定装置を放射線計測器の表に反映
 - ・規則名称等の変更を反映

(申請日:令和3年9月3日)

令和3年9月28日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1.はじめに

新型転換炉原型炉施設(ふげん)の原子炉施設保安規定は、昭和 52 年 11 月 25 日に原子炉への重水装荷及び運転開始に備えるため原子炉施設の保安に必要な事項を定め、認可を受けた。その後法人統合に伴う変更や新検査制度への移行等を契機に、適宜変更し、認可を取得してきており、直近では令和 3 年 1 月 6 日に現状の保安規定の変更認可を取得している。

今般、セメント混練固化装置の主要な仕様を性能維持施設として反映する等の理由により、廃止措置計画の変更認可を令和 3 年 9 月 3 日に申請したことから、これに合わせ保安規定の変更認可についても申請した。

2.保安規定の変更について

2.1 変更の理由

以下の理由により、保安規定の一部を変更する。

- ・専ら廃止措置に必要な主要装置として計画していたセメント混練固化装置の詳細設計が完了し、廃止措置計画の変更認可申請を行うことから、主要な仕様を性能維持施設の表に反映
- ・廃止措置計画において導入することとしている原子炉補機冷却系の代替冷却装置の詳細設計が完了し、廃止措置計画の変更認可申請を行うことから、対象となる機器を性能維持施設の表に追記
- ・既存の空気圧縮機の経年劣化に伴い、ユニット型空気圧縮機を代替として導入する廃止措置計画の変更認可申請を行うことから、性能維持施設の表に追記
- ・環境監視に係る線量当量率等の測定に用いる放射線測定器において、既存の測定装置の生産が終了したことから、これに代わる測定装置を放射線計測器の表に反映
- ・規則名称等の変更を反映

2.2 変更の概要

2.2.1 セメント混練固化装置の仕様の反映

(1)作成の方針

廃止措置計画変更認可申請に伴い、セメント混練固化装置の主要な仕様を廃止措置計画の表 6-1 に反映することから、保安規定別表第4においても反映する。

(2)認可申請書の記載内容

別表第4に、性能維持施設の主要な仕様を記載した。

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	点検計画*1		
				要求される機能	機能維持の方法	頻度
専ら整備措置に必要な主要装置 ^{※5}	減容安定化処理装置	—	減容安定化処理装置 ・基數:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回
	レベル2用モルタル充填固化装置	—	レベル2用モルタル充填固化装置 ・基數:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回
	レベル1用廃棄体化処理・搬送装置	—	レベル1用廃棄体化処理・搬送装置 ・基數:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回
	セメント混練固化装置	—	セメント混練固化装置 ・位置:原子炉補助池脇内 ・処理能力:1,900t/回 個	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回
	原子炉側遠隔解体装置	—	手動切削装置又は機械 ・切削装置 ・持接管 ・上げ装置	低減機能 ・遠隔操作が可能であること	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回
	予備電源装置	—	ヨーピール ・基數:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	1年に1回
				漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	1回

専ら廃止措置に必要な主要装置

セメント混練固化装置 ・基數：一式

セメント混練固化装置

• 基数：1 基

- 位置：原子炉補助建屋内
- 处理能力：1900/回/個

(別)表第4より抜粋)

漏えい防止機能	遮へい機能	固化機能
漏えい防止機能 遮へい機能	遮へい機能	固化機能

体解体撤去工事完了まで

卷之三

「別冊文庫版」は、別冊文庫版の表記です。

卷之三

卷之三

対象廃棄物の処理完了まで
1年に1回

1000

卷之三

対象廃棄物の処理完了まで
1年に1回

卷之三

卷之三

対象廃棄物の処理完了まで
1年に1回

卷之三

卷之三

卷之三

2.2.2 原子炉補機冷却系の代替冷却対象機器の追加記載

(1)作成の方針

廃止措置計画変更認可申請に伴い、原子炉補機冷却系の代替冷却装置に係る冷却塔及び冷却水循環装置を設置する計画を廃止措置計画の表 6-1 の備考欄に反映することから、保安規定別表第4において対象となる機器を記載する。

(2)認可申請書の記載内容

別表第4の維持すべき期間に、代替冷却の対象となる機器を記載した。

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名稱	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	点検計画 ^{*1}		維持すべき期間 ^{*2}
					性能	機能維持の方法	
放射線管理施設 屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	ダストモニタ	・基數:1台 ・位置:排氣筒モニタ小屋 ・種類:半導体検出器 ・計測範囲:10 ⁻¹ ~10 ² s ⁻¹ ・計測範圍:3.5×10 ⁻² ~3.5×10 ² Bq / cm ³	監視機能	・警報動作が警報部 差額動作で発生し 作ること		
	蒸発濃縮装置排氣筒モニタ	ダストモニタ	・基數:1台 ・位置:蒸発濃縮装置 ・種類:Nuclideシンチレーション ・計測範囲:10 ⁻¹ ~10 ² s ⁻¹ ・計測範圍:3.5×10 ⁻² ~3.5×10 ² Bq / cm ³	監視機能	・放射性物質の濃 度を測定すること ・警報設定値にお けること		
	蒸発濃縮装置排氣筒モニタ	ダストモニタ	・基數:1台 ・位置:蒸発濃縮装置 ・種類:Nuclideシンチレーション ・計測範囲:10 ⁻¹ ~10 ² s ⁻¹ ・計測範圍:3.5×10 ⁻² ~3.5×10 ² Bq / cm ³	監視機能	・放射性物質の濃 度を測定すること ・警報設定値にお けること		
	復水器冷却水放水路の放水槽モニタ	基數:1台 位置:屋外 種類:Nuclideシンチレーション	監視機能	・放射性物質の濃 度を測定すること ・警報設定値にお けること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構造物の汚染の 除去工事完了まで
	気象観測装置記録計	基數:1台 位置:実験室 種類:Nuclideシンチレーション	監視機能	・気象観測データが記録できること	点検・校正及び警報動作時機能を確 認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構造物の汚染の 除去工事完了まで
	干式タンクガードストーム	干式タンクガードストーム 基數:1台 位置:屋外 種類:Nuclideシンチレーション	監視機能	・警報動作値が警報設定値とびそ の誤差範囲内で発生し、警報が正常に 動作するること			
	放射能測定車(無線装	車輌式放射線測定器 基數:1台 位置:車輪板幅 種類:式	監視機能	・発電所周辺地域 を行えること			
	原子炉格納容器	—	直径36m、高さ4mの上部鋼板付き円筒 ・基數:1基 ・位置:炉内格納容器 ・種類:新規	・放射性物質が漏 えない防止機能 ・漏えい機能			
	外間ノックート壁	—	新規コンクリート造 ・基數:1基 ・位置:炉内格納容器 ・種類:新規	・漏えい防止機能 ・漏えい機能			
	重水貯槽	—	重水貯槽 ・基數:2基 ・位置:炉内格納容器 ・種類:新規円筒形	貯槽機能			
その他原子炉の附属施設	原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポン プ	原子炉補機冷却水ポン プ ・容量:7.5m ³ ・2基 原子炉補機冷却水ポン プ ・基數:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:原子炉補助建屋内 ・容量:1:248m ³ /h	除熱機能	・運転量がは足りず補給を満足し、各部の運 転状態共異のないこと ・系統の運転状況により機能 を維持する	1年に1回	設備ごとの代替冷却装置の 運用開始まで (蒸発濃縮装置復水器、中央制御 室換気系、床ドレン収集ポンプ、廢液収集 ポンプ及びプール水冷却浄化系循環ポン プが該当)
	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系 ・基數:1台 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:原子炉補助建屋内 ・容量:1:248m ³ /h					(別表第4より抜粋) 原子炉補機冷却水ポンプ

2.2.3 ユニット型空気圧縮機の追加記載

(1)作成の方針

廃止措置計画変更認可申請に伴い、ユニット型空気圧縮機の仕様等を廃止措置計画の表 6-1 に追加することから、保安規定別表第4においても反映する。

(2)認可申請書の記載内容

別表第4に、性能維持施設の主要な仕様を追加した。

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	点検計画* 1	
						機能維持の方法	頻度
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用	蓄電池二式 ・基數:1基 ・位置:原子炉建屋内 ・種類:ラック式干電槽密封形 ・容量:2,500Ah(10時間型) ・電圧:15V	電源供給機能 ・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に通常時、停電時充電状態を維持する ・切り替わることにより機能を維持する	定期点検 ・商業電源喪失した場合に非常用照明が、点灯できること ・蓄電池を充電する	年1回
	非常用照明設備	—	—	非常用照明 ・基數:1式 ・位置:建屋全城	照明天能 報知機能	定期点検 ・蓄電池を充電する	年1回
	自動火災警報設備	—	—	自動火災警報設備 ・基數:1式 ・位置:建屋全城	消火機能	定期点検 ・蓄電池を充電する	年1回
	水消火設備	—	—	水消火設備 ・基數:1式 ・位置:建屋全城	消火機能	定期点検 ・蓄電池を充電する	年1回
	泡沫水消火設備	—	—	泡沫水消火設備 ・基數:1式 ・位置:建屋全城	消火機能	定期点検 ・蓄電池を充電する	年1回
	消火設備	—	—	—	消火機能	定期点検 ・蓄電池を充電する	年1回
圧縮空気系設備							
発電所補助系設備	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能
	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能
	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能
圧縮空気系設備	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能
	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能
	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能	初期消火機能
ユニット型空気圧縮機							
•基數:1式 •位置:屋外 •容量:13.2m ³ /min							
系統の運転状態 異常がない状態であることを確認する							
圧縮空気の供給機能							
(別表第4より抜粋)							

2.2.4 環境監視用放射線監視設備に係る線量計測定装置の仕様の変更

(1)作成の方針

環境監視に係る線量当量率等の測定に用いる放射線測定器である熱ルミネセンス線量計測定装置の生産が終了したことから、既存の線量計と測定線種、測定範囲等が同様の性能を有する積算型線量計測定装置に更新する。このため、別表第3の放射線計測器に反映する。なお、これまで当該測定装置を併用して運用してきており、既存の線量計測定装置と同等の測定・評価ができる事を確認している。

(2)認可申請書の記載内容

別表第3に、主要な仕様を記載した。

用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	点検計画		
			要求される機能	機能維持の方法	頻度
放出管理用 放射線監視設備 (別表4に含まれる)	分析用放射線測定装置 携帯用及び 機器	測定機器 (放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理) ・Ge半導体検出装置：1台 ・液体シンクレーション計測装置：1台	測定機能 点検・校正により機能を維持する	1年に1回 各建屋及び構築物の汚染 の除去工事完了まで	1年に1回
放射線管理用 放射線監視設備 (別表4に含まれる)	積算型線量計 測定装置：1台 放射能観測車 (無線装置付) (別表4に含まれる)	放射線測定器 ・体表面モニタ：2台 ・2線用線量当量率サーベイメータ：10台以上 ・Ge半導体検出器 ・計数接続装置：1台 ・装置：1台 積算型線量計 測定装置：1台 放射能観測車 ・車載モニタ ・空港モニタ ・計器：1台	測定機能 点検・校正により機能を維持する	1年に1回 管理区域の解除完了まで	1年に1回
環境監視用	熱ルミネセンス線量計 測定装置：1台 分析用放射線測定装置 ・Ge半導体検出器 ・半固定放射 線量計測定装置：1台 放射線監視設備 ・携帯用及び半固定放射 線量計測定装置：1台 廃棄物管理用	監視機能 点検・校正により機能を維持する 測定機能 点検・校正により機能を維持する 測定機能 点検・校正により機能を維持する 測定機能 点検・校正により機能を維持する	1年に1回 各建屋及び構築物の汚染 の除去工事完了まで	1年に1回 各建屋及び構築物の汚染 の除去工事完了まで	1年に1回 管理区域の解除完了まで
					(別表第3より抜粋)

2.2.5 規則名称等の変更反映

(1)作成の方針

今般の変更認可申請に合せて、規則の名称変更との整合及び記載の統一等を図る。

(2)認可申請書の記載内容

第5条

- 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」

↓

「品質管理基準規則」(正式名称の記載の次に略称名を規定し、以降略称名にて記載)

第8条

- 「研究開発段階炉規則」

↓

「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(略称名による記載の前に正式名称を記載)

第23条及び第23条の3

- 「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」

↓

「研開炉技術基準規則」(正式名称の記載の次に略称名を規定し、以降略称名にて記載)

第31条の2

- 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」

↓

「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」(規則名称の変更)

第56条の2及び第66条

- 「原子力災害対策特別措置法」

↓

「原災法」(正式名称の記載の次に略称名を規定し、以降略称名にて記載)

第60条

- 「…非常事態であり、又は非常事態に発展する…」

↓

「…非常事態である場合又は非常事態に発展する…」(表現の適正化)

別表第4(7/11)【海水系における維持すべき期間の記載】

- 「原子炉補機冷却系の設備ごとの代替冷却設備の供用開始まで」

↓

「原子炉補機冷却系の設備ごとの代替冷却装置の供用開始まで」(記載の統一)

以上